

件名	愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
主管課	公営企業管理局
根拠法令等	地方公営企業法(昭和27年8月1日号外法律第292号)
<p>【改正の概要】 地方公営企業法第4条の規定に基づき、畑寺発電所に係る経営の基本に関する事項（施設の名称、位置及び規模）を定める。</p> <p>〔改正条例〕 愛媛県公営企業の設置等に関する条例</p> <p>〔改正理由〕 畑寺発電所の運転開始に伴うもの。</p>	
施行日	平成28年3月31日までの間において管理規程で定める日から施行する。
<p>【その他参考事項】 ○地方公営企業法（抄） （地方公営企業の設置） 第4条 地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。</p>	